

兵庫県公報

平成29年3月17日 金曜日 第2883号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	2
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路保全課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	12
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	13
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	15
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	15
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	16
正 誤	
○ 平成19年9月18日付け兵庫県公報第1911号中	17

告 示

兵庫県告示第276号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成25年兵庫県告示第427号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成29年3月28日限りで消滅する。

平成29年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

福良加入区



兵庫県告示第277号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成29年3月29日から発生する。

平成29年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

福良加入区



兵庫県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐用郡佐用町才金字熊井536の7から536の9まで、536の19
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第279号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第638号により指定した区域（三田市福島字宮野前501番27の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
 - 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン



兵庫県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び2級水準測量）
- (2) 作業期間
平成29年2月22日から同年10月31日まで
- (3) 作業地域
加古川市、西脇市、三木市、小野市及び加東市の各一部
- 2 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び2級水準測量）
- (2) 作業期間
平成29年2月22日から同年10月31日まで
- (3) 作業地域
宍粟市、たつの市及び太子町の各一部



兵庫県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 535号内々環状南線
- 3 事業施行期間
平成18年 6月27日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 510号山手環状線
- 3 事業施行期間
平成16年12月21日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
7. 7. 509号山陽電鉄側道 7号線
- 3 事業施行期間
平成14年 3月26日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
7.7.510号山陽電鉄側道8号線
- 3 事業施行期間
平成14年3月26日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成29年3月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域
別表1に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱、電話柱、ケーブルテレビ柱等の柱類（以下「電柱等」という。占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の日
平成29年4月1日
- 5 図面縦覧場所
別表2のとおり

別表1

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
国道 2号	明石市硯町3丁目地先から揖保郡太子町山田地先まで	

国道 1 7 3 号	川西市鼓が滝1丁目地先から川辺郡猪名川町民田地先（下山橋以南）まで 篠山市福住地先（天王第2トンネルから福住大橋を経て大阪府豊能郡能勢町境に至る区間を除く。）から同市藤坂地先まで 川西市山下町地先から同市一庫1丁目地先まで
国道 1 7 5 号	丹波市氷上町稲継地先から同市市島町下竹田地先まで
国道 1 7 6 号	丹波市氷上町稲継地先から三田市横山町地先まで 西宮市山口町名来1丁目地先から同市山口町下山口3丁目地先まで 宝塚市栄町3丁目地先から川西市東久代1丁目地先（猪名川大橋を除く。）まで 川西市小花1丁目地先から同市小戸2丁目地先まで
国道 1 7 8 号	豊岡市下宮地先から美方郡新温泉町福富地先まで 美方郡新温泉町三谷地先から鳥取県岩美郡岩美町陸上地先まで
国道 1 7 9 号	揖保郡太子町山田地先から佐用郡佐用町西大畠地先まで
国道 2 5 0 号	明石市小久保2丁目地先から赤穂市福浦地先まで
国道 3 1 2 号	豊岡市下宮地先から養父市上野地先まで 朝来市和田山町玉置地先から神崎郡福崎町西田原地先まで 神崎郡福崎町福崎新地先から姫路市市川橋通2丁目地先まで 姫路市御国野町国分寺地先から同市継地先まで
国道 3 7 2 号	篠山市西野々地先から同市安田地先まで 篠山市古市地先から姫路市野里地先まで 篠山市小野奥谷地先から同市波賀野地先まで 姫路市飾東町塩崎地先から同市飾東町佐良和地先まで
国道 3 7 3 号	赤穂市有年原地先から佐用郡佐用町上月地先まで 佐用郡佐用町佐用地先から同郡同町上石井地先まで
国道 4 2 6 号	豊岡市下陰地先から同市但東町大河内地先まで
国道 4 2 7 号	西脇市上戸田地先から多可郡多可町加美区西山地先まで 丹波市青垣町小倉地先から朝来市山東町大垣地先まで
国道 4 2 8 号	三木市吉川町奥谷地先から三木市吉川町大沢地先まで
国道 4 2 9 号	宍粟市千種町黒土地先から同市波賀町上野地先まで 朝来市八代地先から同市山口地先まで
国道 4 8 2 号	豊岡市但東町坂野地先から同市但東町出合地先まで 豊岡市日高町祢布地先から美方郡香美町村岡区村岡地先まで 美方郡香美町村岡区長板地先から同郡同町小代区大谷地先
県道 日 高 竹 野 線	豊岡市竹野町森本地先から同市竹野町草飼地先まで

県道 宮 津 養 父 線	豊岡市出石町柳地先から養父市八鹿町下小田地先まで 養父市八鹿町上小田地先から同市大藪地先まで	
県道 豊 岡 瀬 戸 線	豊岡市中央町地先から同市瀬戸地先まで	
県道 香 住 村 岡 線	美方郡香美町香住区香住地先から同郡同町村岡区川会地先まで	
県道 姫 路 上 郡 線	たつの市揖西町小神地先から赤穂郡上郡町竹万地先まで	
県道 養 父 宍 粟 線	養父市八鹿町国木地先から同市八鹿町下網場地先まで 養父市上箇地先から同市浅野地先まで 養父市大屋町宮垣地先から同市大屋町加保地先まで	
県道 青 垣 柏 原 線	丹波市青垣町小倉地先から同市氷上町稲継地先まで	
県道 加 美 宍 粟 線	多可郡多可町加美区寺内地先から神崎郡神河町粟賀町地先まで 神崎郡神河町福本字中茶屋地先から同郡同町寺前地先まで	
県道 香 美 久 美 浜 線	美方郡香美町香住区香住地先から同郡同町香住区境地先まで	
県道 川 西 篠 山 線	川西市栄根2丁目地先から同市矢間1丁目地先まで 川西市錦松台地先から川辺郡猪名川町万善地先まで	
県道 尼 崎 池 田 線	尼崎市東難波町5丁目地先から川西市栄根2丁目地先まで 尼崎市東塚口町2丁目地先から同市名神町地先まで	
県道 明 石 神 戸 宝 塚 線	西宮市越水社家郷山地先から同市越水社家郷山地先まで 明石市大明石町1丁目地先から同市茶園場町地先まで	
県道 西 脇 三 田 線	加東市下滝野地先から三木市吉川町市野瀬地先まで 三田市南が丘2丁目地先から三田市八景町地先まで	
県道 加 古 川 小 野 線	加古川市加古川町寺家町地先から小野市市場町地先まで 小野市王子町地先から同市敷地町地先まで	
県道 加 古 川 小 野 線 (東 播 磨 道)	加古川市野口町坂元地先から同市八幡町上西条地先まで	
県道 加 古 川 高 砂 線	加古川市加古川町寺家町地先から同市加古川町南備後地先まで	
県道 加 古 川 三 田 線	加古川市八幡町宗佐地先から三木市吉川町古市地先まで 三木市福井3丁目地先から同市福井地先まで	
県道 神 戸 明 石 線	明石市旭が丘地先から明石市小久保1丁目地先まで	
県道 神 戸 三 木 線	三木市緑ヶ丘町本町1丁目地先から三木市福井3丁目地先まで	

県道 三木宍粟線	小野市市場町地先から同市市場町地先まで 小野市浄谷町地先から加西市中野町地先まで 加西市下宮木町地先から姫路市安富町安志地先まで	
県道 多可北条線	多可郡多可町中区糶屋地先から加西市北条町北条地先まで	
県道 阿万福良湊線	南あわじ市福良甲地先から同市阿那賀地先まで	
県道 宍粟新宮線	宍粟市山崎町船元地先からたつの市新宮町新宮地先まで	
県道 太子御津線	揖保郡太子町鶴地先から姫路市網干区余子浜地先まで	
県道 上郡末広線	赤穂郡上郡町上郡地先から佐用郡佐用町末廣地先まで	
県道 網干たつの線	たつの市揖保町門前地先から同市龍野町富永地先まで	
県道 福良江井岩屋線	南あわじ市賀集八幡地先から淡路市岩屋地先まで	
県道 坂越御崎加里屋線	赤穂市さつき町地先から同市加里屋地先まで	
県道 西脇篠山線	篠山市東吹地先から同市東岡屋地先まで	
県道 三田後川上線	三田市三輪3丁目地先から同市志手原地先まで	
県道 三木三田線	三木市本町1丁目地先から三木市志染町戸田地先まで	
県道 大阪伊丹線	尼崎市下坂部3丁目地先から同市下坂部4丁目地先まで	
県道 尼崎宝塚線	尼崎市大島1丁目地先から宝塚市小浜2丁目地先まで	
県道 高砂北条線	高砂市荒井町小松原3丁目地先から加西市倉谷町地先まで	
県道 相生宍粟線	相生市竜泉町地先からたつの市新宮町栗町地先まで	
県道 洲本五色線	洲本市下加茂1丁目地先から同市五色町都志地先まで	
県道 浜坂井土線	美方郡新温泉町三谷地先から同郡同町井土地先まで	
県道 大屋波賀線	養父市大屋町加保地先から同市大屋町加保地先まで	

県道 但馬空港線	豊岡市岩井地先から同市上佐野地先まで	
県道 宍粟下徳久線	宍粟市山崎町山田地先から佐用郡佐用町下徳久地先まで	
県道 西脇停車場線	西脇市西脇地先から同市上野地先まで	
県道 尼崎港線	尼崎市東海岸町地先から同市西本町2丁目地先まで 尼崎市西本町1丁目地先から同市東難波町5丁目地先まで	
県道 相生停車場線	相生市垣内町地先から同市旭1丁目地先まで	
県道 神戸加古川姫路線	加古川市八幡町上西条地先から同市上荘町都染地先まで	
県道 大谷鮎原神代線	淡路市大谷地先から同市竹谷地先まで	
県道 姫路神河線	姫路市田寺5丁目地先から同市夢前町前之庄地先まで	
県道 川西三田線	川西市一庫3丁目地先から川辺郡猪名川町紫合地先まで 川辺郡猪名川町万善地先から三田市志手原地先まで	
県道 十二所澤線	養父市浅野地先から同市浅野地先まで	
県道 若桜下三河線	宍粟市千種町黒土地先から佐用郡佐用町下三河地先まで	
県道 洲本灘賀集線	洲本市栄町2丁目地先から同市港地先まで	
県道 篠山山南線	篠山市八上下字口ノ坪地先から同市東岡屋地先まで 丹波市山南町谷川地先から同市山南町井原地先まで	
県道 丹波加美線	丹波市氷上町氷上地先から多可郡多可町加美区西山地先まで	
県道 小野香寺線	姫路市船津町地先から同市香寺町広瀬地先まで	
県道 大沢西宮線	西宮市山口町下山口地先から西宮市山口町下山口3丁目地先まで 西宮市山口町下山口3丁目地先から同市山口町船坂地先まで 西宮市越水社家郷山地先から同市神楽町地先まで	
県道 平野三木線	三木市志染町窟屋地先から同市志染町青山1丁目地先まで	
県道 宗佐土山線	加古川市八幡町宗佐地先から加古郡稲美町六分一地先まで	
県道 神戸加東線	三木市志染町御坂地先から同市志染町御坂地先まで	

県道 多可柏原線	丹波市山南町谷川地先から同市柏原町下小倉地先まで	
県道 志筑郡家線	淡路市竹谷地先から同市郡家地先まで	
県道 赤穂佐伯線	赤穂市砂子地先から同市東有年地先まで	
県道 三田西インター線	三田市テクノパーク地先から同市上井沢地先まで	
県道 竜野西インター線	たつの市揖西町土師地先から同市揖西町小犬丸地先まで	
県道 丹南篠山口インター線	篠山市東吹地先から同市味間新地先まで	
県道 岡山赤穂線	赤穂市新田地先から同市新田地先まで	
県道 有馬山口線	西宮市山口町中野地先から同市山口町上山口1丁目地先まで	
県道 物部藪崎線	朝来市和田山町玉置地先から養父市大藪地先まで	
県道 たつの相生線	相生市垣内町地先から同市山手2丁目地先まで たつの市揖保川町大門地先から同市揖西町土師2丁目地先まで	
県道 生穂育波線	淡路市育波地先から同市育波地先まで	
県道 洲本松帆線	南あわじ市広田広田地先から同市広田広田地先まで	
県道 別府港加古川停車場線	加古川市金沢町地先から同市別府町朝日町地先まで	
県道 長安寺西岡屋線	篠山市長安寺字門前坪地先から同市西浜谷地先まで	
県道 黒石三田線	三田市上井沢地先から同市西野上地先まで 三田市下深田地先から同市相生町地先まで	
県道 米谷昆陽尼崎線	尼崎市大西町3丁目地先から同市昭和通4丁目地先まで	
県道 下滝野市川線	加東市下滝野地先から同市下滝野地先まで	
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市楠本地先から同市岩屋地先まで	
県道 尼崎港崇徳院線	尼崎市大浜町2丁目地先から同市大島1丁目地先まで	

県道 二見港土山線	明石市二見町南二見地先から同市魚住町清水地先から	
県道 姫路停車場線	姫路市北条1丁目地先から同市平野町地先まで	
県道 赤穂港線	赤穂市加里屋地先から同市加里屋地先まで	
県道 上郡停車場線	赤穂郡上郡町上郡地先から同郡同町上郡地先まで	
県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町浜坂地先から同郡同町芦屋地先まで	
県道 竹田指杭線	美方郡新温泉町三谷地先から同郡同町二日市地先まで 美方郡新温泉町福富地先から同郡同町浜坂地先まで	
県道 川会入江線	美方郡香美町村岡区川会地先から同郡同町村岡区入江地先まで	
県道 宮垣八木線	養父市大屋町宮垣地先から同市八鹿町八木地先まで	
県道 金浦和田山線	朝来市和田山町玉置地先から同市和田山町玉置地先まで	
県道 大沢新東吹線	篠山市東吹地先から同市東吹地先まで 篠山市杉地先から同市東吹地先まで	
県道 本郷東浜谷線	篠山市黒岡地先から同市郡家地先まで	
県道 山本伊丹線	伊丹市緑ヶ丘2丁目地先から同市大鹿4丁目地先まで	
県道 生瀬門戸荘線	宝塚市東洋町地先から西宮市仁川町2丁目地先まで	
県道 高田久々知線	尼崎市高田町地先から同市次屋3丁目地先まで 尼崎市下坂部4丁目地先から同市名神町3丁目地先まで	
県道 今津港津門大箇線	西宮市今津社前町地先から同市今津社前町地先まで	
県道 郷の瀬野村線	西脇市高田井町地先から同市野村町地先まで	
県道 高岡北条線	加東市高岡地先から加西市玉野町地先まで	
県道 野谷平岡線	加古郡稲美町国岡地先から同郡同町国岡1丁目地先まで	
県道 本荘平岡線	加古郡播磨町東本荘2丁目地先から同郡同町野添地先まで	
県道 八幡別府線	加古川市平岡町一色地先から同市別府町朝日町地先まで	

県道 野口尾上線	加古川市野口町坂元地先から同市尾上町安田地先まで	
県道 生石宝殿停車場線	高砂市米田町島地先から同市米田町島地先まで	
県道 花田御着停車場線	姫路市花田町上原田地先から同市花田町上原田地先まで	
県道 中島姫路停車場線	姫路市北条1丁目地先から同市北条1丁目地先まで	
県道 田寺今在家線	姫路市田寺3丁目地先から同市西今宿3丁目地先まで	
県道 和久今宿線	姫路市中地地先から同市南車崎2丁目地先まで	
県道 西新宿上郡線	赤穂郡上郡町大持地先から同郡同町上郡地先まで	
県道 周世尾崎線	赤穂市坂越地先から同市さつき町地先	
県道 野島浦線	淡路市浦地先から同市浦地先まで	
県道 広田洲本線	洲本市宇原地先から同市宇原地先まで	
県道 阿那賀市線	南あわじ市志知鉦地先から同市榎列小榎列地先まで	
県道 市八木線	南あわじ市市十一ヶ所地先から同市榎列小榎列地先まで	
県道 志染土山線	加古郡稲美町六分一地先から明石市魚住町清水地先まで	
県道 姫路環状線	姫路市峰南町地先から同市増位本町1丁目地先まで	
県道 砥堀本町線	姫路市増位本町1丁目地先から同市伊伝居地先まで 姫路市本町地先から同市綿町地先まで	
県道 灘市線	南あわじ市市円行寺地先から同市八木寺内地先まで	
県道 東播磨港線	加古郡播磨町新島地先から同郡同町東本荘2丁目地先まで	
県道 丸山南新町線	篠山市黒岡地先から同市南新町地先まで	
県道 国分寺白浜線	姫路市継地先から同市白浜町丙地先まで	
県道 有馬富士公園線	三田市大原地先から同市福島地先まで	

県道 芦屋鳴尾浜線	芦屋市陽光町地先から西宮市甲子園浜1丁目地先まで	
県道 町分久美浜線	豊岡市出石町水上地先から同市出石町水上地先まで	
県道 玉野倉谷線	加西市玉野町地先から同市倉谷町地先まで	
県道 明石高砂線	高砂市荒井町小松原3丁目地先から同市荒井町千鳥3丁目地先まで	
県道 テクノパーク三田線	三田市テクノパーク地先から同市南が丘1丁目地先まで	
県道 東灘芦屋線	芦屋市陽光町地先から芦屋市陽光町地先まで	
県道 加古川北インター線	加古川市志方町大澤地先から同市志方町大澤地先まで	
県道 門前鵜線	たつの市揖保町門前地先から揖保郡太子町鵜地先まで	
県道 播磨新宮インター線	たつの市新宮町光都2丁目地先から同市新宮町角亀地先まで	

別表2

道路の区域が存する市町	図面縦覧場所
尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神南県民センター西宮土木事務所
伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡猪名川町	阪神北県民局宝塚土木事務所
明石市、加古川市、高砂市、加古郡稲美町及び播磨町	東播磨県民局加古川土木事務所
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡多可町	北播磨県民局加東土木事務所
姫路市、神崎郡神河町、市川町及び福崎町	中播磨県民センター姫路土木事務所
相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町	西播磨県民局光都土木事務所
たつの市、宍粟市、揖保郡太子町	西播磨県民局龍野土木事務所
豊岡市	但馬県民局豊岡土木事務所
美方郡香美町及び新温泉町	但馬県民局新温泉土木事務所
養父市、朝来市	但馬県民局養父土木事務所
篠山市、丹波市	丹波県民局丹波土木事務所
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局洲本土木事務所

ただし、上記左欄にない地域については、当該地域が隣接する左欄の市町の右欄に示した土木事務所とする。



景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 ダイワロイアル株式会社
 代表者の氏名 原 田 健
 住所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称)ダイワロイネットホテル
 所在地 姫路市駅前町353、354番地
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成29年3月17日から同月30日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成29年3月17日から同月30日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第287号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2(1)の表6の款を次のように改める。

6	遠阪トンネル道路・北近畿豊岡自動車道	第1種禁止地域等	豊岡市・養父市境	春日ジャンクション・インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（朝来市和田山町筒江字中山、丹波市青垣町佐治、沢野、西芦田、同市氷上町犬岡、西中、常楽、成松、石生、大崎、横田、市辺、本郷、稲継、同市春日町黒井、平松、歌道谷及び野山の区域並びに国道9号、国道175号、国道427号、国道429号、県道	豊岡市・養父市境	春日ジャンクション・インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	養父市朝来市丹波市
---	--------------------	----------	----------	--------------------	---	----------	--------------------	----------------------------------	-----------

					青垣柏原線、県道福知山山南線及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線の各路端から100メートル以内の区域並びに加古川の河川区域の境界線から100メートル以内の区域を除く。）				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

2 (1) の表 7 の款から11の款までを同表 8 の款から12の款までとし、同表 6 の(3)の款の次に次のように加える。

7	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	第1種禁止地域等	大阪府境	神戸市・宝塚市境	路端から1,000メートル以内の区域（用途地域及び都市計画法第12条の4第1項の規定により定められた地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち広根沿道地区地区計画の区域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）	大阪府境	神戸市・宝塚市境	用途地域及び広根沿道地区地区計画の区域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域	川西市猪名川町宝塚市
---	-----------------------	----------	------	----------	---	------	----------	--	------------

2 (2) の表43の款を次のように改める。

43	県道塩瀬宝塚線	第3種禁止地域等	宝塚市下佐曾利地内 県道川西三田線との 交点	宝塚市・西宮市境	路端から100メートル以内の区域（用途地域の区域を除く。）	宝塚市下佐曾利地内 県道川西三田線との 交点	宝塚市・西宮市境	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	宝塚市
----	---------	----------	------------------------------	----------	-------------------------------	------------------------------	----------	----------------------------------	-----

2 (2) の表43の款の次に次のように加える。

43 (2)	県道下佐曾利笹尾線	第3種禁止地域等	猪名川町笹尾地内 県道川西	宝塚市下佐曾利地内 県道川	路端から100メートル以内の区域	猪名川町笹尾地内 県道川西	宝塚市下佐曾利地内 県道川	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	猪名川町宝塚市三田市
-----------	-----------	----------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------------	------------

			篠山線との交点	西三田線との交点		篠山線との交点	西三田線との交点	く。)	
--	--	--	---------	----------	--	---------	----------	-----	--

2(2)の表57の款から71の款までを同表59の款から73の款までとし、同表56の款の次に次のように加える。

57	県道川西インター線	第3種禁止地域等	川西市石道地内県道川西篠山線との交点	川西市東畦野地内一般国道173号との交点	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)				川西市
58	県道切畑猪名川線	第3種禁止地域等	宝塚市切畑地内県道塩瀬宝塚線との交点	猪名川町広根地内県道川西篠山線との交点	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)				宝塚市猪名川町

附 則

この告示は、平成29年3月25日から施行する。ただし、改正後の2(1)の表7の款の規定は高速自動車国道法第7条第2項の規定に基づき公示される近畿自動車道名古屋神戸線の供用開始の日(兵庫県域内の区間に限る。)から、改正後の2(2)の表43、43の(2)、57及び58の款の規定は道路法第18条第2項の規定に基づき公示される県道川西インター線の供用開始の日から施行する。



兵庫県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
宝 塚 市	阪神間都市計画地区計画	武田尾地区地区計画



兵庫県告示第289号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画臨港地区	神戸港臨港地区

同 市	神戸国際港都建設計画緑地	30号空港島東緑地
同 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	玉津58生産緑地地区ほか4地区
三 田 市	阪神間都市計画地区計画	つつじが丘地区計画
尼 崎 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
伊 丹 市	阪神間都市計画生産緑地地区	荻野2-23生産緑地地区ほか17地区
西 宮 市	阪神間都市計画生産緑地地区	薬師1生産緑地地区ほか2地区
宝 塚 市	阪神間都市計画生産緑地地区	安倉南25生産緑地地区ほか11地区
川 西 市	阪神間都市計画生産緑地地区	北・中部9生産緑地地区ほか9地区
猪 名 川 町	阪神間都市計画下水道	猪名川町公共下水道
加 西 市	東播都市計画地区計画	倉谷町産業公園地区地区計画
姫 路 市	中播都市計画土地区画整理事業	駅南土地区画整理事業
同 市	中播都市計画土地区画整理事業	城陽土地区画整理事業
同 市	中播都市計画用途地域	
同 市	中播都市計画特別用途地区	
太 子 町	中播都市計画下水道	太子町公共下水道
福 崎 町	中播都市計画下水道	福崎町公共下水道
同 町	中播都市計画道路	3. 4. 24号 福崎駅田原線
赤 穂 市	西播都市計画公園	2. 2. 203号上町公園
上 郡 町	西播都市計画地区計画	竹万地区地区計画
同 町	西播都市計画下水道	上郡町公共下水道

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン三田ウッディタウン店
 所在地 三田市けやき台一丁目8番
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
 - (1) 特定施設に係る事項
 騒音・振動に係る特定施設の使用等方法等について、変更等がある場合は、環境衛生課まで届出を行うこと。
 - (2) 来店車両の円滑な入庫に関する事項
 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないよう留意すること。
 - (3) 青少年の非行防止対策の確保に関する事項
 青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理にあたっては、警察など関係機関との連携を密にし、対処すること。
 - (4) 交通に関する事項
 駐車場における事故防止に努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月17日から 1月間

正 誤

○平成19年 9月18日付け（兵庫県公報第1911号）
兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
20	上から22	西宮市山口町上山口（別図204のとおり）	西宮市山口町中野（別図204のとおり）
	上から26	西宮市山口町上山口（別図205のとおり）	西宮市山口町中野（別図205のとおり）